

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	上ノ土居 集 21		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 四万十市長 山下 元一郎				(所在地) 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地		
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)				(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期）（B）	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額 の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	上ノ土居字 ㇿㇿ谷山	1853-9	70	1	8	保安林	0.9917 (0.80)	ヒノキ・スギ	58	2026. 9. 1	5年 (2032. 3. 31)	乙は、存続期間中に 間伐を 1 回実施する ものとする。 乙は、火災、病虫 害及び気象害の予防 のため、年 1 回の森 林の巡視を行うもの とし、当該巡視は車 道からの目視によっ て判断できる限りで 行う。 乙は、経営管理を 行うために必要な場 合は森林作業道を開 設するものとする。	（1． 甲に支払われるべき 金銭の額の算定方法） 経営管理権に基づき乙が 実施する伐採の結果生じた 木材の販売による収益は乙 のものとする。 （2． 留意事項） 乙が経営管理を行うため に要した経費は乙が負担す るものとする。	〈時期〉 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。 〈相手方及び方 法〉 乙から甲に対し て金銭の支払は行 わない。	対象範囲は別添 図面参照	
2	上ノ土居字 ㇿㇿ谷山	1853-ㄥ	70	1	8	山林	0.2360 (9.22)	ヒノキ	58	〃	〃					
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

整理 番号	上ノ土居 集 21			
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地四万十市長 山下 元一郎 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所				

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) (A) 欄の「面積」は登記簿に記載された地番ごとの面積を記載することとし、人工林の実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することの
できる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6) (A) 欄の「地目」は登記簿に記載された内容を記載することとし、現況と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにする。「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調
査等により把握した内容を記載すること。
- (7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受する事業を実施する。

(2) 経営管理の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって、当該森林の経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

⑤ 乙は、この経営管理権集積計画を取り消す場合にあっては、甲に対し、当該取消しの日から起算して過去5年間以内に実施された当該経営管理権集積計画に係る市町村森林経営管理事業の実施にかかった費用に相当する額を請求することができる。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、甲に対して販売収益、伐採等に要した経費などに係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、復旧内容を甲と乙の協議により定め、復旧する場合は、甲の負担において乙が復旧するものとする。ただし、当計画により開設した作業道や災害の規模・状況等によってはこの限りでない。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとする。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

